

# 宣誓監督者 juré の本質

— Livre des Métiers の研究 —

根 岸 國 孝

## 第一節 宣誓者の意義

宣誓者 juré とは何ぞや。Godefroy の辭典によれば、この語は vassal (家來) confédéré, allié (同盟者) eschevin (市助役) を意味する。何故宣誓せる者の名の下にこれ等の意義が藏されて居るかはしばらくおき、我々は先づ職業法鑑リイヴル・ドゥ・メティエに現れたこの語の用例を検討して同業組合の役員たる juré の本質を稽へて見やう。

市長を商人奉行 prévôt des Marchands と謂ふに對し、市助役を商人ギルドの eschevin (Tit. v. art. 1) 乃至は巴里商人講中の juré (Tit. VI. art. 1) と稱する。即ち宣誓者 juré を eschevin と同義に用ひて居る例である。

職業法鑑中この市長及び市助役の支配に屬し、經濟警察を行ふ職業に三種ある。穀物計量人、葡萄酒呼振人、液體計量人 (Tit. IV. Mesureurs, Tit. V. Crieurs, Tit. VI. Jaugeurs) がそれである。例へば穀物計量人の章程に、一セチエ以上の穀物の賣買には宣誓計量人 Mesureur juré に計量せしむべき旨規定してある如く (Tit. IV. art. 10) これ等三種の職業に屬する人々を町人會所の宣誓者 (jurés des Bourgeois) と呼ぶのである。

さて、同業組合の役員は一般に宣誓者と呼ばれて居るが、普通は他の業者と同じ營業をなすに對し、計量・計尺を專業となす宣誓者に大麻商の計量宣誓者 *levours jurés* (Tit. LVIII, 4, 5) 麻布商の計尺宣誓者 *amens jurés* (Tit. LIX, 17) 油屋の計量宣誓者 *mesureurs jurés* (Tit. LXIII, 5, 6) がある。彼等は度量衡を通じて經濟警察的使命を果す業務に服する點、先に掲げた三種の職業と同様であるが、前者が市廳の支配に服する職業であるのに對し、これは町奉行の支配に服し、且つ、大麻商等の職業に專屬する點が大に異つて居る。

又、同業組合の宣誓者であつて他の業者と異つた業務に服するのではないが、特殊の任務を與へられて居り、従つて特殊な名稱を伴ふ者に外科醫の宣誓試験官 *jurés examinateurs* (Tit. XCVI, 6) 川魚商の評價人 *priseurs jurés* (Tit. C. 16) がある。前者は町奉行の支配に屬し、後者は川魚の評價人としては官廷の料理司長の支配を受け、同業組合の役員としては町奉行の支配に服する。

以上の例により職業法鑑に現れたる宣誓者には幾他の共通點が擧げられる。第一に彼等は公益を目的として置かれた公吏乃至公務員であると云ふことである。第二に町奉行・市長・料理司長等の上司に對し忠誠を誓ふと云ふことである。第三に、何れも専門家であり、その専門的知識、技能によつて上司を輔けると云ふことである。

以上の如き諸特色は、普通の同業組合役員たる宣誓者にも共通であり、これが宣誓職の役員を勞働組合・協同組合等の組合の理事と區別せしめる根本的な特長となつて居るのである。

此の如き共通の性格を有する宣誓者がかく呼ばれる所以は、宣誓をするからであるが、その宣誓は私的のものでなく、町奉行・市廳等の官廳に對して行ふ公的の行爲であり、單なる道德的な拘束力を持つものでなく、背誓の場合に

は後述のごとく極めて嚴重な處罰を伴ふものなのである。

即ち宣誓者の呼稱は、その職務が公益に重大な關係を持つのみならず、宣誓により職務の忠實なる遂行に對して特別な責任を負ふところより生じたものと考へられる。

職業法鑑の各章程を見るに、一般の營業規則違反は、休日や時間外労働の如き労働規定違反でも、製品の品質を落したり、手を抜いたりする製造規定違反でも、第二の場合には商品の沒收・焼却が伴ふが、處罰は何れも過料に過ぎず、しかも何遍違反するもその金額に變化が無いのである。しかるに宣誓者の背誓行爲は、專業の宣誓者の場合でも、各職業の宣誓者の場合でも、營業禁止を以て處罰せられるのである。

ブルジョア宣誓者即ち度量衡に關する三種の職業人に對する處罰には二種類ある。一は計量に就いての不正行爲である。これは重大な犯罪行爲であるから、上級裁判に屬する。即ち「ミーン榊又はミノ榊が歪み、即ち外側又は内側に屈曲し、かくして計量に充分でも正しくも無くなつた場合、計量人が誤魔化しでさうしたので無ければ、別段過料に處せられることもないが、(誤魔化しでさうした場合には)それは竊盜であるから、身體・財産とも國王の御意の儘に處分せられる。」(Tit. IV. Mesureur, art. 8) 他は我々がこゝで問題にして居る誓背の場合であつて、「計量人はその宣誓により、計量した一ソムム量につき一ドニエ、半ソムムにつき半ドニエを請求し得るのみである。半ソムム以下に對しては周旋その他を理由として如何なる物を貰つても、請求してもならぬ。若し之に違反して發覺すれば、背誓者として營業を禁止されねばならぬ。」(Tit. LXIII, Huiliers, art. 6)

宣誓職の宣誓者が宣誓せる場合も、單に宣誓者たることを辭任するだけではすまされない。彼の本業の營業權を毀

失するのである。即ち「……宣誓者はこの職業を良く正しく監督仕るべし、この職業内に於て行はれる規則違反を町奉行に告げ知らせ申すべしと、聖者にかけて宣誓するであらう。而してこの點に就き彼等は本奉行職に責を負ひ、誓約に反すれば、營業權を喪失する。」(The. XCV, Faisances de Champoux, art. 9)とあるが如きである。

此の如く或る社會的職能の有する公益性に對し、宣誓が保障となつて居るが故に、その職能を盡す者を宣誓者と呼ぶのであらう。

## 第二節 宣誓職の意義

職業の監督を主たる任務とする公務員を、業者が仲間の中より選出し、王侯・都市等の如き職業の支配者がその者を任免する權利を留保して居る場合、その職業を宣誓職メナキヤシと謂ひ、その公務員を宣誓者と稱する。されば我々は Henri の「宣誓職を然らざる職業と區別する所のものは、即ち前者が何れも親方の選んだ宣誓者の管理するものなることである」(Esquisse d'une histoire économique et sociale, p. 112) に従ひ、宣誓者の置かれてある職業が即ち宣誓職であると考へるのである。

しかるに通説はこれに反し、Loysseau の定義に従ひ、加入に當つて宣誓を要する同業組合が宣誓職なりと解して居る。(Offices, p. 328) この立場の代表的なるものとして Henri Hauser 教授の説を挙げ、いさゝか論評を試みようと思ふ。

註 宣誓職に於ける營業開始に當り親方は必ず宣誓を要するとの通説は同じ一つの源泉より發して居ることは明らかである。

## 一橋論叢 第九卷 第三號

何となれば、Levasseur, Fagniez, Martin Saint-Léon 何れもこれを親方の資格を得る爲めの條件の件を論じず、殆んど全く同じ文句を用ひて居るからである。即ち Levasseur が《Le récipiendaire jurait sur les reliques des saints...》(Histoire des Classes Ouvrières, p. 284) と同じ Fagniez が《Le récipiendaire prêtait un serment professionnel sur des reliques...》(Études sur l'industrie, p. 102) なる表現を用ひ、Martin Saint-Léon が《Le récipiendaire prêtait devant le prévôt et sur les saints...》(Histoire des Corporations, p. 113) と同じ文句を踏襲して居る。

而して彼等は何れもこの慣行がすべての宣誓職に共通なるもの如くに論じながら、それを立證すべき資料を全然示して居ないのである。否、示して居る積りなのであるが、全然的外れのものばかりである。

Levasseur は例として製粉業者 Tit. II. Mameirs, art. 8. 薬味商 Epiciers, Ordonn. t. 1, p. 759. を擧げて居るのがあるが、第一のものはノートルダム寺の僧會の寺役人に支配される制規職であり、宣誓職ではなく。薬味商も所謂 avoirs-de-poids の職業であり、統<sup>システム</sup>領<sup>システム</sup>若しくはその代理に宣誓するを要する知行職 métier fielle である。

Fagniez は上の二つの例の外に麵麩屋 Tit. I. Taleneliens, art. 13. と刀劍研師 Tit. XVII. Fourbisseurs, art. 8. を擧げて居る。麵麩屋は國王より宮廷の麵麩司長に賜つた職業であり、その代官に對し業者が宣誓したとしても王有職の典型的な宣誓職に於ける宣誓の慣行を推定せしめる材料とならない。研師の例は典型的な宣誓職に於いて宣誓者に對して營業希望者が宣誓する例であるが、注意して調べて見るとこれは全然參考になり得ないことが明らかである。何となればこの章程はその欄外に《Ce titre fu corrigié par Sire Jehan de Montegni, prevoist de Paris》「この章程は巴里町奉行ジャン・ド・モンテナグにより修正せられた」とあり、肝心の宣誓に關する部分が他の條文と共に抹殺せられて居るからである。

Martin Saint-Léon は上記の二大家が宣誓は町奉行若しくは宣誓者の前にて行はれるとなすに對し、町奉行の前のみで

行はれると説いて居るが、その例としては針金工 Tit. XXIV. Treilliers Garchal のみを擧げて居る。これは全く困りものである。この例は、業者が人数の少ないことを理由に宣誓職となることを辭退し、その代りに各人をして宣誓せしめて呉れと町奉行に願つて居るのであるから、逆に宣誓職には宣誓を要せずとの證據になる例なのである。

此の如く此等諸大家の擧げた例は一つとして満足なものが無き。

Hanser 教授の力作として世に知られて居る *Les débuts du Capitalisme* の第三章は「舊佛蘭西に於ける労働組織の諸形態」(Les divers modes d'organisation dans l'ancienne France) と云ふ。この論文の價值は「*一つの信仰*」(一人の王様・一つの法律)といふ有名な諺の少なぐも第三のものは誤りであり、多様性こそ舊佛蘭西の眞の姿であるとの彼の根本思想に基き、(Débuts du Capit., p. 80)大革命前の職業は宣誓職の形態を原則として持つて居たと考へるのは誤りであることを明にした點にあると考へられる。しかし職業を宣誓職と自由な職業 métiers libres に區別し、且つ宣誓職の本質を Loysseau の定義に従ひ、營業を始めるに當り宣誓をなす點に求めた爲め、(Débuts, p. 82)論文全體としては收拾すべからざる混亂に陥つて居る。

先づ教授は Loysseau の定義を擧げつゝ *métier juré* 乃至 *jurande* を

*un métier ayant droit de corps et communauté en laquelle on entre par serment*

と考へることは、「語原的には完全な定義である」と言つて居るが、果してどうであらうか。Jurande が同業組合の意味を得るに至つたのは Littré や Larousse の通俗な辭典によつても明らかな如く、この語が「同業組合に於ける宣誓者の職務」を指して居たのが、宣誓者の居る組合即ち宣誓職の意味に用ひられるやうになつたものである。從

宣誓監督者 juré の本質

つて問題を語原的に限つても、Hauser 氏等の通説は誤りである。

次に Hauser の如くに營業開始に當つての宣誓を宣誓職の根本的な特長と考へる限り、宣誓職を他の労働組織と區別することは不可能となる。何となれば加入に當つて宣誓をする事實は寧ろ宗教的・慈善的團體たる講中コンフレリに共通であり、且つ Hauser 自ら謂ふ如く (Ibid) この主張をなす論者は必然的に宣誓職の起原を講中に求めるのであるが、同業組合が正式に認められて居らぬ、否、禁止せられて居る土地に於いても、講中の形に於て同業者の團體が存在すること、恰かも、大革命後、労働者の組合が禁じられて居ても、共済組合の形に於て彼等の結合が行はれて居たと同じであり、従つて、同業者の組織する組合があつて其處に加入するに宣誓を要すれば即ち宣誓職なりと定義すれば、到る處に宣誓職があることになる。されば Hauser 教授も窮してか、宣誓職と彼の所謂自由な労働とは程度の差に過ぎぬと告白せざるを得なかつた。(Debuts, pp. 109-110)

Hauser 教授の第三の誤謬は、營業開始に當り行ふ宣誓を何人に對して行ふかを考へなかつた點である。この點既に見たる如く Levasseur, Fagniez, Saint-Léon も同様であるが、宣誓は組合の役員に對して行はれる場合と、市廳貴族等の支配者に對して行はれる場合とでは全然意味がちがふ。Hauser 教授は宣誓職に非ざる職業に於いても、市廳に對し宣誓する場合のある事を注意して居るが、我々の立場から見れば之は當然すぎる事實である。何となれば、職業法鑑の各職業に就いて見るに、營業開始に當り市廳や貴族等に個々の業者が宣誓するを要するのは宣誓職と對蹠的な存在である制規職に於ける原則であり、(拙稿、中世巴里同業組合形態論、經濟學論集、十一卷十二號五四—五五頁) かかる規定が宣誓職の章程中に發見されることは反つて全く例外(同上、五九—六〇頁)であるからである。

最後に、而して最も重大な點は、宣誓職とは加入に當つて宣誓を要する職業なりとの前提が全く根據の無いことである。支配者に對する宣誓が必要條件でないばかりか、逆説的な表現を用ひれば、各人が宣誓をする必要の無い職業が宣誓職であると主張し得る例は、アルシヤル合金銅針金製造工の章程 (Tit. XXIV. art. II) が示して居る。即ちこの職業は業者の少ない故を以て宣誓者を選んで宣誓職となることを希望せず、各人が宣誓して職業の規則を遵奉するから宣誓者を選ばないでもよいやうに取計らつて呉れと巴里町奉行に對し希望して居るのである。しからば各業者が組合に對して宣誓することも宣誓職たる爲の必要條件であるかと云ふに、職業法鑑中に宣誓者に對する宣誓の例を殆んど見出し得ない。以上、かゝる原則の存在を斷言する根據はないのみか、假りにかゝる原則の存在を證し得たとしたところで、加入に當つての宣誓は職人祕密結社、同業者講中等に共通な事實であつて、宣誓職を宣誓職たらしめる條件とはならない。

故に我々は、宣誓職即ち *métier juré, jurando* は宣誓者が置かれてあるからかく呼ばれる職業なのであり、各業者が宣誓するが故に宣誓職なのではないと斷定する。

### 第三節 宣誓職の宣誓者

宣誓者は公吏乃至公務員であり、宣誓職は此の如き宣誓者の置かれた職業である。而かも宣誓職の宣誓者は役人的存在でありながら天下りの置かれるのではなく、業者一同により推舉せられた上、王侯或は市廳等、職業に對し領主權を有する者より任命せられることを著しい特長とする。以下この點を明らかにして宣誓職の宣誓者の本質を究め

宣誓監督者 *juré* の本質

やうと思ふ。

第一、宣誓者は公務員である。

第一に宣誓者は役人的存在であると云ふ事實に就いては一應の説明を要する。大革命以前の佛蘭西の官公吏に就いて明確な概念を得んとするには Olivier-Martin 教授の名著「L'organisation corporative de la France d'ancien régime, Paris, 1938. の第三章・第五章ならびに第六章（拙稿「オリヴィエ・マルタン教授著佛蘭西の組合制度」經濟學論集 第九卷第八號一四二—一四四頁）に就いて研究すべきであらう。同書第五章に扱ふ裁判官さへも近代國家に於ける官公吏を以て律すべきではなく、司法事務の手數料を收入とする職業人であり、その地位は株として賣買されるのであつて、同書第三章の公證人等と本質を同じふして居るのである。我々は先に巴里市廳に從屬し、經濟警察に關する規則の適用を監督する義務を有する *Jurés des Bourgeois*（町人會所の宣誓者）と呼ばれる三種の官許仲立人に就いて述べた。之等の職業は一七三〇年の勅令によりギルドの形態を探ることを許され、之を *Offices* と呼んだ。*Offices* は以上の三種に止まらず、宣誓職の宣誓者中特殊の任務を有する魚の評價人の如きも、魚商組合と獨立した魚仲立人組合となり、その一つに數へられる。Olivier-Martin 教授は之等の團體を本書の第六章で取扱つて居り、且つ之等の者を公吏と看做して居るが、*Offices* は支那の官許仲立人たる牙人の組合即ち牙行に相當するであらう（根岸信、支那ギルドの研究、二二—二四頁、三七八—三八〇頁參照）。牙人は元來驅僧と云ふ私の周旋人に過ぎなかつた者が、後に、賣買者双方の間に立つて評價・秤量等の事務を行ふのみならず、取引の非違を取締り且つ、取引税を取立てて官に納入する官許の仲立人となつたものである。司法官の如きすら手數料を收入とする職業人と考へ得る社會に於いては、牙人や

Jurés des Bourgeois をも役人と考へることに不都合はないかも知れぬ。

此の如く官廳の命により經濟警察に關する規則の適用を監督するのを專業とする宣誓者ならびに宣誓職の宣誓者の中で計量・計尺を通じて職業を監督するのを專業となす者（大麻商・麻布商・油屋の場合の如し）が役人と認め得ることを述べたが、普通の職業の宣誓者を之等と全く同一視し得るであらうか。

宣誓職の宣誓者は他の宣誓者に對し幾多の著しい相違點を有する。就中、他の宣誓者は經濟警察に關する特殊の事務——主として計量——を專業とするに對し、宣誓職の宣誓者は原則として同業者と同一の營業を行ふかたはら、經濟警察の責任を負擔する者である。次に彼にはその勞苦に相當する報酬が與へられて居らぬことである。即ち他の宣誓者は手數料で生計を立てて居るに對し、之は名譽職と考へられることである。即ち宣誓職の各章程を見るに、夜警に關する條文には、六十歳以上の業者・妻が産褥にある者とならんで宣誓者の夜警が免除されることを規定し、過料に就いては、各職業に於ける製造規定・勞働規定に對する違犯事件の過料の一部は町奉行の手を通じて宣誓者に賜はるとあるのが普通であるが、之を彼の勞苦に相當する報酬と看做す譯には行かぬ。何となれば、此の如くにして賜はつた過料を慈善事業や同業者講中の事業、就中、共濟事業に充てる旨規定して居る場合が多いからである。更に、宣誓職の宣誓者には一定の任期がある。しかもその期間が短かい。外科醫の如く終身の場合には他に例がなく大概は一年、時に二年 (Tit. LIII, Foulons) 長くも三年 (Tit. XI, Orléans) で改選される。

61

此の如く重大な相違點があるにも拘らず、宣誓職の宣誓者は、官廳の命により經濟警察に關する規則の適用を監視する義務を有し、且つそれに必要な警察權を與へられて居る點、他の宣誓者と變りはない。公務員と考へるべきであ

宣誓監督者 juré の本質

らう。

第二、宣誓者は支配者の輔佐機關である。

職業法鑑中の宣誓職の宣誓者は *juré*、若くは *garde* と呼ばれるのが普通であるが、極めて雑多な呼稱があり統一されて居ない。甚だしきは同じ一つの章程中に於てさへその名を更へて居る。例へば飾紐職 (Tit. XXXVIII. *Cro-piniens*) の章程第四條には、*mestres jurez qui gardent le mestier* とあり、第十條には VIII *homos jurez et sermontez de par le Roy* 第十一條には *il prend'ome qui gardent le mestier*、第十三條には單に *jurez* とあるが如きである。この呼稱の不統一が種々の誤謬を誘發して居る。就中、*mature du métier* 及び *prud'homme qui garde le métier* は以下述べる理由により謬説の源となるのは殆ど不可避的である。

先づ *mature du métier* なる表現は宣誓者を意味する場合 (Tit. XIV. art. 1. Tit. LXXXVII, 7. 10. 12) の外、單に一般の親方を意味する場合 (Tit. XXV, 13, 15; Tit. XXVIII, 9; Tit. XL. 6) もあるのみならず、國王より賜はつた職業に貴族等が置く代官も、(拙稿、形態論四〇—五〇頁) また極めて排他的・貴族的な肉屋と羅紗織工の統率者 (同上、六〇—六二) も全く同じ名で呼ばれるのであるから仕末が悪く。

次に *prud'homme* の方は之が宣誓者を意味する場合には *prend'ome esleu* (Tit. XXIV, 10) とか、*prendes-homes jurez* (Tit. XXXVI, 10) に見る如く、「選ばれたる」又は「宣誓せる」と云ふやうな宣誓者の屬性を示す語を伴つて居るのに對し、他の場合は殆ど全く親方を意味し、全く例外的に顧客を指す (Tit. LXXXVIII, 13) のであるから注意して讀めば誤解の恐れはない筈であるが、十三世紀の佛蘭西語では單にゼントルマン位の意味しか無かつ

たこの語が現代では *Conseil des prud'hommes* の如く特殊な意味を持つて來た爲め、佛蘭西の學者は之に迷はされ  
宣誓職には宣誓者の下に更に *prud'homme* と名付くる役員があつたと考へる者が多うのである。それは *Lospinasse*  
も「職業の章程中、*prud'homme* と云ふは單に親方となり仕事場を主宰する者のことである」(*Livre des Maîtres*,  
*Introduction*, OXVIII) と注意を促がして居る。

以上我々は退屈な語學的穿鑿を行つたが、これは勿論尙學の爲めに非ず、宣誓者の本質究明の爲め次の如き組合役  
員段階説を打破する準備行爲なのである。

*Levasseur* は *Prud'hommes et gardes du métier* なる標題の下に十三世紀の巴里の同業組合の中、若干のものは  
唯一種の役員を持つて居るのみであるが、大部分は *maître du métier* と稱して權力を持つて居る上級役員と、  
*garde* とか *prud'homme* と云はれ、前者の輔佐役と看做される下級役員とより構成されて居た (*Hist. des Classes*  
*Ouvrières*, *Tome 1*, p. 287) となして居る。これは彼以外の多くの組合役員段階説と同様、——例へば *Leroy* が貴  
金屬商の宣誓者に対する選舉權は業者の中、*prud'hommes* と云はれる一部の者だけにあると云つたのは全く理解に  
苦しむと述べた *Ragniez* 自身が、(*Etudes*, p. 122) 帶屋には三人の *prud'hommes* と一人の宣誓者があると主張  
した。(拙稿形態論六一頁)——*maître* 及び *prud'homme* の用語法に注意しなかつた結果である。繰返へして云ふ如  
く、十三世紀の巴里の同業組合の役員には原則として宣誓者あるのみである。肉屋と羅紗織工のみは例外として宣誓  
者の外に統領 *maître du métier* がある。他に *maître du métier* なる者がある場合は、國王より或る職業に對する  
領主的權力を振ふことを許された貴族が、土地家屋の所有者が差配を置く如くに、それ等の職業に對して設けた代理

であつて、同業組合の機關ではない。或は又、*maître* は單に宣誓者と同義語であるか、普通一般の親方を指す。何れにせよ、同業組合の親方衆に色々段階があるとか、役員に數種あると云ふ如き説は巴里に關する限り職業法鑑の讀み損なひとその孫引きに所以する。

しかるに *Leveussour* が巴里に就いて立てた説は巴里を離れて獨乙系の地方に行くたびたりと當嵌るのである。例へばストラスプールの同業組合には頭に一人の統領 *Zunftmeister* が居り、その下に數名の宣誓者がある。統領は支配的權力を持ち、宣誓者はその輔佐役に過ぎない。

此處に於て *maître* 及び *juré* の意味を職業法鑑について改めて吟味して見た。 *maître du métier* が職業を國王より賜はつた高官又はその代理を意味する場合は勿論、職業の統領を意味する場合にも、支配者・指揮者又はその代理である。即ち、肉屋・羅紗織工の統領は終身その地位にあり、業者に對し下級裁判權を持つ點、その下にある宣誓者と全く異なる。組合の役員の意味で用ひられる場合には殆んど區別なしに宣誓者と云ふ語と一緒に用ひられてあるが、(例へば羅紗打工の章程にはこの二つの語が合併して *maîtres du métier jurés* (Tit. LIII. Foulons, 17) となつて居る) 役員が唯一人の場合には *maître du métier* と云ひ、宣誓者と云はぬ。(Tit. XIX. Bofuors, art. 8; XLV. Lampiers, art. 1) 又、女性のみ職業乃至女性の進出の著しい職業には *juré* よりも *maître* の語が餘計に用ひられる傾向がある。(XXXV. Filerosos; LXV. Garniers, LXXXVII. Corroiers) これは恐らく莊園經濟の仕事場や *synécés* に置かれた *Villains* とか *major* とか云ふ監督者の名残であらう。従つて歴史的には宣誓者と區別出來るのであるまいか。

此の如く *maître du métier* が職業の支配者又はその代表の意味を持ち得るに對し、*juré*なる語は支配者又はその代理を意味せず、常に何等かの輔佐役・補助機關である。

市助役が宣誓者と云はれるのは商人奉行（市長）に宣誓して之を輔佐するからであり、度量衡に関する職業に従事する者を宣誓者と云ふも、市廳若くは町奉行所に對し宣誓して警察の補助機關となるからである。

しからば各職業の宣誓者は如何。先づ、宣誓者の數を見るに唯一名の場合には之を *maître du métier* と呼んで居り、全く例外であつて一つの職業に通常二名、稀には十二名を算へることがある。且つ宣誓者の中に上下を區別すべき何等の規定も存在しない。これ等若干名の、對等の宣誓者の主たる事務は業者を監視し、不正あらば町奉行に訴へ、又、町奉行の諮問に答へるのであつて、裁判權の如き支配的權力は之を有たず、且つ、代行しないのを原則とする。従つて町奉行に宣誓せる、奉行所の補助機關である。

此の如く統領を有せず、支配者的・指導者的性格を缺いた宣誓者のみを役員とする點は、巴里型ひいては佛蘭西型同業組合の一特色と云ふべく、佛蘭西に綜合ギルド・商業會議所が發達しなかつた理由の一つをこゝに求め得るであらう。

第三、宣誓者はエキスパートである。

職業法鑑の宣誓者に關する條文は大概次の如き紋切型ときまつて居る。

El mestier devant dit a Il prendr'unes jurez et sermentez de par leu Roy, les quex li prevoz de Paris met et oste a sa volonte; li quel jurent seur Seins que il le mestier devant dit bien et loiaument a leur pooir garderont, et toutes les mespansures qu'il sauront que faites i seront au prevost de Paris ou a son commende-

宣誓監督者 *juré* の本質

ment, au plus tost qu'il porront, le feront a savoir par reson. (Tit. XXXI, Bateurs dor, art. 8)

上述の職業には國王の命により宣誓せる二名の者が居る。これ等の者は巴里町奉行が適宜に任免する。彼等は聖者にかけて、上述の職業を出来る限り良く正しく監督仕るべし、其處に行はれることあるべきあらゆる規則の違反は、巴里町奉行若くはその代理に、可及的速かに訴へ申し上ぐべしと宣誓する。

これによつて見るに宣誓者の主たる任務は、職業の監督と不正行爲の摘發にある。しからばかゝる任務は何を目的として遂行せられるかと云ふに、單に同業者の利益の爲めに非ず國家・社會の爲めにある。即ち同じく宣誓者の件に於いて上記の慣用句に次いで多い表現は、《pour garder la droiture Ion Roy et la droiture du mestier》(Tit. XVIII, art. 8; Tit. XXII, art. 14; Tit. LXIV, art. 12)であり、即ち國王の利益と職業の利益を護る爲めに宣誓者の職に就く旨を明らかにして居るのである。

即ち宣誓者は組合主義者の考へるが如き、單なる利益代表では無く、不正行爲の監視・摘發により業者の素質・製品の品質の低下を防止し、向上を計り、以て公共に奉仕する者なのである。

かゝる任務を満足に遂行せしむるには如何なる標準で如何なる人物を選んだらよいか。諺に曰ふ「餅屋は餅屋」餅屋の内の最も優れた餅屋が餅屋の宣誓者として最適なのである。餅屋の代りに麵麩屋と云ふ譯ではないが、その章程第廿二條には、宣誓者選任の標準と宣誓の内容が次の如くに示されて居る。

王室麵麩司長は、麵麩屋業中で最も立派な人物にして、麵麩の良否を最もよく知り、麵麩屋業に就いて最も知識ある者の中、十二名又は適宜にそれ以上若くは以下の者を、巴里の町の住人の利益の爲めに選ぶべきである。而してこれ等十二名の者は聖者の御名にかけて、この職業を良く正しく監督仕る、麵麩の良否の鑑定に當りては、親戚故舊と雖も寸毫假借すること

あるなく、又如何なる者をも憎悪・悪意によつて不正と判定することなしと宣誓しなければならぬ。

外科醫の宣誓者を町奉行が選ぶにも亦全く之と同じく「巴里に於いて最も良く且つ正しき外科醫」たることを標準として居り、宣誓者は同じく「愛憎によつて」職務の遂行を左右されることなき旨宣誓するのである。(THE XXVI,

art. 4)

乃ち知る、宣誓者は組合の支配者・指導者乃至は利益代表者と云ふよりは、町奉行所より特別の職務を委ねられた公務員であるから、その選任の標準がかゝる職務を遂行するに必要な知識・經驗を有するエキスパートたることに置かれて居ることを。

中世の手工業は宣誓職たる与否とに拘はらず、製作方法、原材料の品質等に就いて嚴重な取締規定の存するのを特長とする。手を抜いたり品質を落せば、製品は没收の上、焼却せられ、製作者乃至販賣者は過料に處せられるのを原則とする。しかるに町奉行所の普通の役人に果して手が抜いてあるか、品質が落ちて居るかを鑑定し得ない。エキスパートたる宣誓者の存在理由がこゝにある。

この事實を側面より證明して呉れるよい例を木綿帽子屋の章程が示して居る。即ちその第二條は次の如くである。

巴里に於て木綿帽子屋たる者は誰でも、巴里の慣行・規則に従つて良い正しい品を製作仕るべし、又、この職業の製品にして良く正しからぬ物を發見せんには、巴里の如何なる土地にそれを發見しやうとも、誓約によつてその品を押收し、巴里町奉行の許へ持參致し、その商品の不良性を指摘仕るべしと、巴里町奉行の前で、聖者にかけて宣誓しなければならぬ。(THE

この職業は宣誓職に非ず、制規職メチエリクシである。従つて宣誓者が置かれてない。それで同者各々が宣誓者の職能を盡さねばならなくなる。先に我々は職業法鑑に現れた制規職に就いて「營業の開始に當り、職業の支配者又はその代理者に對し、業者が個々に宣誓する職業なり」との原則を樹てた。且つその宣誓を内容により、(1)單に職業の章程を遵奉して違背せずと云ふもの、(2)更に進んで章程に違反する者を訴へると云ふもの、(3)不正品を押收の上奉行所に持參すると云ふものの三種に區別した(拙稿、形應論、五四—五五頁)。而して木綿帽子屋はこの最後に屬する。これ等何れの場合も、製造規定の違反の有無の認定には専門的知識を要し、且つその知識が警察當局には排除して居ることを雄辯に物語つて居る。

以上により我々は次の如く結論出来る。製作販賣に就いて嚴重な規程が存し、その取締が必要である職業に對しては、監督官廳とその職業の營業者双方より信頼し得るエキスパートに監督せしむるか、若しくは業者相互に警戒せしめて警察當局が缺いて居る専門知識を補はしむるか、即ち宣誓となすか制規職となすかの二つの途が存するのである。従つて宣誓職の宣誓者がエキスパートでなければならぬことは自明の理である。

第四、宣誓者は業者が選び、官の任命した職業の監督機關である。

宣誓者の任命・罷免は職業に對し領主的權力を有する者(若しくはその代理者)が之を行ふ。具體的に云へば、知行職たる麵麴屋・銀冶屋・靴屋の宣誓者は夫々、王室の麵麴司長・銀冶頭、或は常侍ピエール閣下が、王有職のそれは國王の御名により巴里町奉行が、之を任免するのである。川魚商の如きは職業の監督に就いては町奉行の支配に服すが徴發權の關係上、王室料理司長が宣誓者を任免する(形態論三九頁)。

しかるに職業法鑑にある大部分の宣誓職は王有職であるから宣誓者の任免権は町奉行にあるのであるが、こゝで問題になるのは、章程中宣誓者の條文にある次の常套的表現を如何に解釋すべきかである。

《El mestier devant dit a 2 prendeshommes jurés et sermentés de par Lou Roy que il prevost de Paris met et oste a sa volonte》

「上述の職業には國王の命により宣誓せる者が兩名有る。これを巴里町奉行が適宜に任免する。」

これによれば一見、町奉行は業者の意向に拘束されることなく、勝手に宣誓者を選べるものと考へられ易い。併し他面、若干の章程には「この職業の親方衆は若干名の宣誓者を選擧する」旨を明記し、町奉行の任免権に就いては全然觸れて居らぬ例を見れば(Tit. XI. Orévres)宣誓職は自主的にその役員を選任し得たと思ふ論者も生ずるのである。しかし宣誓者の選任に關する條文をよく讀んで見ると、相矛盾する如き色々な表現の下に、結局宣誓者の選任には町奉行と業者双方の意見の一致が必要なることが理解出来る。それを最も端的に示して居るのは亞麻商の章程第十三條である。

……li quez li prevost de Paris mest et oste a sa volonte, par l'asentement du commun du mestier desus dit  
……(Tit. LVII, Liniens, art. 13)

この奇妙な文章の意味は「宣誓者はこの職業の一同の者の賛同を得て、巴里町奉行が適宜に任命し又罷免する」と解すべきであらうから、《mest et oste a sa volonte》なる紋切型は他の條文に於いても、「勝手に任免する」と解釋してはならぬことが解る。表現は異なるが、革鞆工の章程第十一條も、宣誓者は業者が選んで町奉行が任命するものな

宣誓監督者 juré の本質

ることを示して居る。即ち「町奉行はこの職業のすべての者の申請により、又、國王の利益の爲め、四人の宣誓者を任命した。……而してこれ等四名の宣誓者は毎年改選せられ、……この職業一同の者の申請により毎年他の四名の者を町奉行が任命する。」(Tit. LXV, Gârniers, art. 11) これは毎年業者が宣誓者を選び、之を町奉行が任命する旨を廻りくどい方法で述べて居るにすぎない。

此の如く我々は宣誓者の任命の方法に就いて種々の表現が用ひられて居てもそれは實質的相違を示すものに非ずと考へるが、Lospinasse 等は原則として宣誓者は業者が選舉、推薦した者を町奉行が任命するものなることを認めては居るが、この點に關する「條文の文體は同業組合の重要性、歴史によつて、常に變つて居る」のだと考へ、貴金屬商の例を擧げて (*Livre des Métiers, Introduction, (XIX)*) 業者の選舉のみを記載し町奉行の任免に就いて述べて居らぬ章程はその職業が特別の自治を享有して居る證左ならんと想像して居る (*Ibid, p. 34, notes*)。

しかしこれは誤りであつて、貴金屬商の新宣誓者は任期の終つた宣誓者達の立會の下に町奉行に宣誓してその任命を受けるものなることを示す幾多の文獻がある (*Leroy: Statuts et privilèges des orfèvres-joyailliers, p. 163; Fa-gniet: Etudes sur l'industrie, p. 128, note 2*)。宣誓者が公務員である以上、官廳の任命を必要とすることは自明の理である。

しからば反對に同業者の選舉を待たず町奉行が宣誓者を任命する場合があるかと云ふにこれも考へ得られないことである。

何となれば、町奉行が業者と相談せずに職業の監督者を任命すれば、その職業はすでに宣誓職でなくなり、その監

督は宣誓者でないからである。國王は同業組合が横暴を極むと認めればこれを解散することが出来る。これを「宣誓職を碎く」《Casser les métiers jurés》と云ふ。即ち一三三三年一月廿七日の勅令により巴里の宣誓職は解散せられ、業者の選舉による宣誓者の代りに専ら町奉行の選んだ《visitieurs》檢察者を以てした（Lespinasse : Les Métiers et Corporations de la ville de Paris, no53 ; Olivier-Martin : L'organisation Corporative, p. 231 ; Fagniez : Etudes, p. 122）。此の如くに宣誓職は解散せられ、宣誓者は檢察者と代つたにも拘らず、各職業の規則もその監督方法も何等影響を受けなかつた。唯一つの變化は、從來宣誓者は業者一同が選び町奉行が任命せるに對し、この場合は業者の町奉行の信頼出來ると考へた者の意見に基いて監督者を任命し、之を別の名で呼んだことである。

従つて國王が「宣誓職を碎く」必要を認めぬ場合に、宣誓者を町奉行が勝手に任免し得る筈は無いのである。

宣誓者の選舉は若干の職業に與へられた特典などでは無く、一度或る職業が宣誓職と定まれば、町奉行より宣誓者の選舉を命ぜられるのである。職業法鑑中十餘の職業は從來宣誓者を持たなかつたが、奉行所より宣誓者を選べと命ぜられ、その中、針金製造工の如きは宣誓者の選舉を辭退せんとして居るのである（形態論五七頁）。従つて宣誓者の選舉は宣誓職にとつて普遍的な現象であるが、如何なる方法で選舉が行はれたと云ふと、これに就いての資料は殆ど缺如して居る。但し、與へられた資料の範圍で推論するに、それは極めて民主的なものであつた。しかるに業者中の有力者のみに選舉権ありとの論は Fagniez も云ふ如く、これは prudhommes du métier の意味を誤解した學者の吐くものであつて（Etudes, p. 122）實際はすべての親方衆が對等の立場で選舉に参加した。即ち「一同の總意によつて選ばれた」（Tit. XX, 8 ; Tit. XLII, 15）とか「全部の者若くは大部分の者の合意により」《par l'accord du

commun ou de la greigneur partie》(Tit. LXXIII, art. 6; Tit. LXXVIII, art. 2) と云ふ文句が之を推定せしめるのである。

かくして選ばれ推舉せられた候補者若くは既に任命したる宣誓者が適當な人物で無いと判断せられる場合、任命を拒否し、若くは罷免する権限を町奉行が有することは《*inst et oste a sa volonté*》なる句によつて知り得るが、これは宣誓者が前に述べたる如く單なる利益代表に非ず、その人格・知識・經驗により警察の補助機關となるに適したエキスパートでなければならぬ性質上、當然のことであらう。

町奉行が宣誓者の任免權を掌握して居ても、宣誓職の業者達は宣誓者の權力亂用に對して保證せられて居た。即ち先に述べた如く、宣誓者の任期は短く、多くは一箇年であり、年二回改選する職業もある。従つてこれが壓制の機關になる憂は極めて少ないと云へやう。

業者がエキスパートを選んで、町奉行が任命する。かゝる方法によつてのみ、宣誓者は警察の補助機關にして同時に職業の利益擁護と云ふ相矛盾し勝ちな任務を果し得るのである。

## 結 尾

以上を要約すれば、宣誓職の宣誓者は夫々の職業に就いての専門的な知識・經驗によつて職業の支配者を輔佐する爲めに、業者が選舉し、職業の支配者が宣誓せしめたる上、正式に任命せる公務員であると云ひ得る。